

西ノ島町歯科診療所指定管理者仕様書

1 趣旨

この仕様書は、西ノ島町歯科診療所の設置及び管理に関する条例（平成21年条例第20号）に定めるもののほか、指定管理者が行う業務の詳細について定めることを目的とする。

2 施設の概要

- (1) 施設の名称 西ノ島町歯科診療所
- (2) 設置目的 町民の健康保持に必要な歯科診療を提供するため、
歯科診療所を設置する。
- (3) 所在地 西ノ島町浦郷544番地15
- (4) 設置時期 平成10年1月
- (5) 規模 建物 鉄骨洋瓦 2階建の2階部分 174.95㎡

3 事業内容

- (1) 歯科診療に関する業務
- (2) 歯科診療所の施設及び設備の維持管理に係る業務
- (3) その他町長が必要と認める業務

4 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

5 管理運営に関する基本的な考え方

指定管理者は、歯科診療所を管理運営するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施する。

なお、西ノ島町は施設の設置者として、必要に応じて指定管理者に指示等を行う。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）、西ノ島町歯科診療所の設置及び管理に関する条例、その他の関係法令、並びに規則等の内容を十分理解し、法令の規定に基づいた運営を行うこと。
- (2) 指定期間中に関係法令又は条例、若しくは規則等の改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。なお改正に伴い費用が増減する場合は、協議により指定管理料を改定する。

- (3) 西ノ島町個人情報保護条例（平成17西ノ島町条例第36号）の規定に基づき個人情報の保護を徹底すること。
- (4) 緊急時対応、防火対策についてマニュアルを作成し、従業員を指導するとともに、事故・災害が発生した場合には、速やかに応急措置を講じること。
- (5) 事業計画書等に基づき、利用者が安全、快適に施設を利用できるよう適切な管理運営を行うこと。
- (6) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくとともに、適切な広報を行うなど、利用者増を図ること。
- (7) 西ノ島町と密接に連携を取りながら管理運営を行うこと。

6 管理運営のための体制の整備

(1) 従業員の雇用、配置及び研修等

- ① 管理運営業務を実施するために必要な体制を確保するとともに、適正な人員を配置すること。
- ② 管理運営に係る全従業員（臨時職員を含む）の勤務形態については、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他労働関係法令を遵守し、管理運営に支障のないよう配置すること。
- ③ 業務の全般を総合的に把握し、調整を行う責任者を配置し、町との連絡調整等にあたること。
- ④ 従業員の雇用に関しては地元雇用を心がけること。
- ⑤ 経理業務、受付業務、帳簿作成業務等、体制の整備を図ること。
- ⑥ 配置する従業員が業務全般を理解し、適切に管理運営を行うことができるよう研修を実施すること。また、消防計画を立て、定期的に必要な訓練を行うこと。

(2) 業務遂行の準備

指定管理者に指定された後は、自己の責任及び負担において、令和4年4月1日から円滑に歯科診療所の管理運営に係る業務を遂行できるように、人的及び物的体制を整えること。なお、業務の引継ぎが必要な場合は随時行うこと。

(3) 保険への加入

指定管理者は、募集要項及び仕様書に定める自らのリスクに対して、適切な範囲で保険に加入すること。なお、火災保険については西ノ島町が加入する。

7 業務内容

指定管理者が行う業務は次の業務とする。なお、指定管理者が業務を一体的に委託することは認めないが、個別業務を他者に委託することは可能とする。ただし、事前に西ノ島町の承認を得ること。

- ① 歯科診療に関する業務
- ② 診療料金の徴収業務
- ③ 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ア 設備・施設内の機器類の保守点検業務
 - イ 清掃業務
 - ウ その他の管理業務
- ④ その他管理運営上必要な業務

8 備品及び消耗品等の所有権

指定管理者に貸し付ける備品等（別表）については、西ノ島町の所有とし、その使用及び保管には十分注意すること。指定管理者が自ら購入し、保管を要する備品等については、指定管理者の所有とする。ただし、西ノ島町に報告すること。

なお、西ノ島町所有の備品等にかかる消耗品類の更新については、指定管理者の負担とする。

9 管理運営に要する経費等

- (1) 施設運営上生じた料金（西ノ島町歯科診療所の設置及び管理に関する条例第6条）は指定管理者の収入とする。
- (2) 建物の修繕・改築等に要する経費については、町の負担とする。ただし、3万円（税抜）未満の軽微な修繕は指定管理者の負担とする。
- (3) 取得費の1台あたりの単価が20万円（税込）以上かつ耐用年数5年以上の備品等の更新については、町の負担とする。
- (4) 施設の管理に係る費用、(2)以外の備品等の更新及び備品等の修繕については、指定管理者の負担とする。
- (5) 指定管理料は支払わない。

10 協定の締結

西ノ島町と指定管理者は、歯科診療所を適正かつ円滑に管理するために必要

な基本事項について、協議の上協定を締結する。

協定は指定期間全体の基本協定、及び事業年度ごとの年度協定とする。協定の主な項目は次のとおりである。なお、西ノ島町と指定管理者の協議により、項目に変更を生じる場合がある。

(1) 基本協定

- ① 指定期間に関する事項
- ② 事業計画に関する事項
- ③ 診療料金に関する事項
- ④ 事業及び業務報告に関する事項
- ⑤ 本町が支払うべき管理経費に関する事項
- ⑥ 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑦ 管理業務を行うにあたって保有する個人情報に関する事項
- ⑧ その他町長が必要と認める事項

(2) 年度協定

- ① 指定期間に関する事項
- ② 指定管理料に関する事項
- ③ 修繕費等の取扱いに関する事項
- ④ その他町長が必要と認める事項

11 募集日程

- (1) 募集の期間 令和3年11月8日(月)～令和4年1月13日(木)
- (2) 指定管理者の選定 令和4年2月上旬

12 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、西ノ島町と協議し決定する。

別 表

No.	備品等	型式等	数量
1	パノラマレントゲン	XeraSmart F+	1
2	サーバ Z240	L8T12AV	1
3	デンタルレントゲン	デントナビ	1
4	歯科用ユニット	EXCEED efx	3
5	バキューム本体	ウイスパーリベル I	1
6	排水分離機	リベルセパレーター	1
7	電磁弁	リベルユニット	3
8	バキュームアーム	アルテオ S	2
9	エアーコンプレッサー	ウイスパーシルフ YST-22	1
10	ビスタスキャンコンビビュー		1
11	サーバーZ420		1
12	ワイドモニター		1
13	モニター		3
14	クライアント ProDesk400		3
15	ディスプレイアーム		3
16	ハンドピースメンテナンスシステム	iCare C2 Type	1
17	滅菌器	EX クレーブ II	1
18	プリンタテーブル	243-5320PC-N	1
19	テレビ	LC-32E9	1
20	パーツキャビネット	317-2102B-10	1
21	椅子	CR-FG25AK	1
22	椅子 (布)	CR-G236	1
23	両袖デスク	MG-108D1	1
24	書棚	MG-108S1	1
25	ロッカー	MG-108L	1
26	ビジネスキッチン	BK-W120F1	1
27	クリーンロッカー	CLK-45M	1
28	電子レンジ	NE-N30	1
29	コタツ	DK-S12AS1-T	1
30	冷蔵庫	SJ-H8Y-S	1
31	薬物保管庫		1
32	バイブレーター	バイブレーターS II	1
33	公用車	エブリイ	1
34	キャビネット	抗菌キャビネット 360	3
35	強酸性電解水生成器	ラボ S-II	1
36	訪問用ユニット	ビバエース	1
37	ポータブルレントゲン	ポートエックス III	1
38	高圧蒸気滅菌器	HAC-240XP	1
39	ロビーチェア		2
40	殺菌灯スリッパラック	スリッパ°除菌オートラック・プレミオー ー	1
41	空気清浄除菌脱臭装置	FDS-GON α	1